

容量拠出金の年次精算について

2025年12月18日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 容量市場における供給力の確保にもとづいて、小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者が支払いを行う容量拠出金に係る取引では、実需給年度の容量拠出金のうち未回収となった金額と、容量確保契約に基づき経済的ペナルティとして受領した金額を年次精算することとしている。
- 本機関は、実需給2024年度に係る容量拠出金の未回収分について、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対して請求を行い、また、実需給2024年度に係る経済的ペナルティとして受領した金額について、小売電気事業者たる会員に対して還元を行う。
- 本日は、容量市場として初めての年次精算となる、実需給2024年度の年次精算の実績等についてご報告する。

2. 年次精算の概要

2

年次精算の対象

- 容量市場の実需給期間では、容量拠出金の取引を行う仕組みとして、年次精算による追加請求と還元の取引が設定されている。
- 年次精算による追加請求は、小売電気事業者や一般送配電事業者、配電事業者が対象となり、還元は小売電気事業者が対象となる。

	事業者	概要
還元	小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む)	容量提供事業者から受領した経済的ペナルティの総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、小売電気事業者たる会員に還元
追加請求	小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む) 一般送配電事業者、配電事業者	小売電気事業者から未回収の容量拠出金の総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、小売電気事業者たる会員に追加請求 一般送配電事業者、配電事業者から未回収の容量拠出金の総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、一般送配電事業者、配電事業者たる会員に追加請求

■ 定款：第55条の2 第1項

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

■ 定款：第55条の2 第5項

一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

■ 業務規程：第32条の41 第3項

本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員（容量拠出金の滞納又は不当な減額（以下「滞納」という。）を行った小売電気事業者たる会員を除く。）へ還元する。

■ 業務規程：第32条の42

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2. 年次精算の概要

4

実需給2024年度 年次精算の実施スケジュール

- 実需給2024年度の年次精算は2025年11月1日に算定を開始した。
- 年次精算の対象は、公平性や実務の簡便性に鑑み、以下の条件を満たす事業者**としている※。
 - ✓ 2025年3月31日時点で会員であること
 - ✓ 2024年度容量拠出金について、2025年10月31日時点で滞納がないこと
- 実需給2024年度の**年次精算の通知は2025年11月28日**に行つた。

2026年1月9日に支払通知書または請求書を発行（2025年10月分容量拠出金と合算）
2026年2月6日が支払期日または請求期日

※第67回容量市場の在り方等に関する検討会 資料5「容量拠出金の年次精算について」より

	2025年										2026年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
2024年度 3月分 容量拠出金	(2024 年) 実需給 年度			▼ 6/10(火) 請求日	▼ 7/9(水) 納入期日	▼ 8/8(金) 催告書指定期日						
2024年度 3月分 ペナルティ					▼ 7/28(月) 請求日	▼ 8/29(金) 入金期日						
2024年度 年次精算									10/31(金) 滞納額の 確認日	11/28(金)に通知 ※還元額通知書・ 追加請求額通知書		
2025年度 10月分 容量拠出金										12/12(金) 通知日	1/9(金) 支払額通知書・ 請求書発行日	2/6(金) 支払期日・ 請求期日

11月1日 年次精算の算定開始

算定期間

差額を反映

3/31(月) 会員資格の確認日

10/31(金) 滞納額の確認日

11/28(金)に通知
※還元額通知書・追加請求額通知書

12/12(金) 通知日

1/9(金) 支払額通知書・請求書発行日

2/6(金) 支払期日・請求期日

2. 年次精算の概要

実需給2024年度 容量拠出金の未回収分及び経済的ペナルティの回収分

- 年次精算では、容量拠出金の未回収分を追加請求し、経済的ペナルティの回収分を還元する。
実需給2024年度分のそれぞれの総額は以下のとおり。
 - 容量拠出金の未回収分の総額（追加請求額の総額）： 1,071,802円（税抜）
 - 経済的ペナルティの回収分の総額（還元額の総額）： 48,437,112,594円（税抜）

〈容量拠出金の回収状況と年次精算での追加請求額〉

（単位：円）

2024年度 容量拠出金	合計	うち、小売電気事業者分	うち、一般送配電事業者
請求額の総額	1,554,145,100,912	1,420,454,686,874	133,690,414,038
回収分	1,554,144,029,122	1,420,453,615,084	133,690,414,038
未回収分	1,071,802	1,071,802	0
追加請求額の総額	1,071,802	1,071,802	0

※容量拠出金の未回収率は約0.00008%となる

※一般送配電事業者の未回収額は0円のため、一般送配電事業者は追加請求の対象外となる

〈経済的ペナルティの回収状況と年次精算での還元額〉（単位：円）

2024年度 経済的ペナルティ	合計
実需給期間中の経済的ペナルティの総額	48,037,456,602
回収分	47,742,251,928
市場退出時の経済的ペナルティの総額	694,860,666
回収分	694,860,666
還元額の総額	48,437,112,594

※容量確保契約金額の総額 約1.55兆円に
対し、経済的ペナルティはその約3%となる

※経済的ペナルティの未回収額は、
295,204,674円(約0.6%)となる

合算

- 年次精算では、容量拠出金の未回収分を追加請求し、経済的ペナルティの受領分を還元する。
 - 実需給2024年度分の容量拠出金の未回収分の総額（追加請求額の総額）： 1,071,802円（税抜）
 - 実需給2024年度分の経済的ペナルティの回収分の総額（還元額の総額）： 48,437,112,594円（税抜）

メインオークション約定時点

1,598,741,200,454 円

実需給期間前の
容量確保契約金額
減少分

▲44,596,099,542円

市場退出時の
経済的ペナルティ
694,860,666円

1,554,145,100,912 円

容量確保契約金額
(実需給期間前)

容量拠出金

▲48,037,456,602円

実需給期間中の
経済的ペナルティ等

未回収

694,860,666円

47,742,251,928円

還元

48,437,112,594円

※経済的ペナルティの未回収分(滞納分)
(295,204,674円)について、
年次精算の還元総額には含めない。
滞納した事業者には、引き続き、その
支払いを求める、支払いが行われた年度
の年次精算の総額に加算して還元する。

※容量拠出金の未回収分(滞納分)
(1,071,802円)について、滞納した
事業者には、引き続き、その支払いを
求める、支払いが行われた年度の年次
精算の総額に加算して還元する。

追加請求
1,071,802円

交付年間総額

請求年間総額

容量拠出金請求開始時点

交付年間総額

請求年間総額

年次精算時点

- 容量拠出金年次精算に関する計算式は以下のとおり。（いずれも税抜額）

$$\text{・ 追加請求額} = \text{未回収額} \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}^*}$$

$$\text{・ 還元額} = \text{経済的ペナルティ額} \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}^*}$$

$$\text{・ 当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額}^* = 1,420,439,598,696\text{円}$$

※：年次精算対象外の事業者（2025年3月31日時点で会員でない事業者・2025年10月31日時点で容量拠出金の滞納がある事業者）は対象から除く

- 未回収額に伴う追加請求額と経済的ペナルティ額等に伴う還元額をそれぞれ算定し、事業者に通知したうえで、還元額から、追加請求額及び年次精算の対象月となる対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書を発行する。

- 2024年度の容量拠出金に係る「還元金額」および「追加請求金額」は、「2025年10月分の容量拠出金の請求金額」と合算して支払や請求の取引を行う。

<具体的な取引内容>

「還元金額」、「追加請求金額」および「2025年10月分の請求金額」を合算して支払金額あり	「還元金額」、「追加請求金額」および「2025年10月分の請求金額」を合算して請求金額あり
小売電気事業者の登録口座へ振込※1	月次の取引と同様に小売電気事業者や一般送配電事業者等に請求※2

※1 振入手数料は事業者負担とされているところ、支払金額が少額で振入手数料を下回る場合、事業者が受け取れる金額が存在しないので、当該の支払金額は事業者への支払いを行わない

なお、支払いを行わなかった金額は翌年度の年次精算で還元金額の総額に合算して還元する(小売電気事業者の全体を対象として還元)

※2 当該の小売電気事業者等に2025年10月分の容量拠出金の請求が無い場合は、年次精算単体での請求書を発行する

(参考) 還元先や請求先が存在しないケース等

- 通常の取引においては例外的なケースとなるが、年次精算の業務フローで、通常の業務運用以外のケースの場合、2024年度に開始した実需給期間の業務手順を参考としながら整理を行うこととしている。
- 具体的には、還元先や請求先に関するケースを想定した対応方法等について、以下の表にもとづいて業務運用を行うことを予定している。

状況	対応
還元先が存在しない場合 (2025年4月以降に脱退した会員等※)	次年度の年次精算の還元の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に還元)
請求先が存在しない場合 (2025年4月以降に脱退した会員等※)	次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)
請求しても納入されない場合	次年度の年次精算までに納入されない場合、 次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)

※ 当該の小売電気事業者等が会員である場合は、還元先あるいは請求先が存在するとして想定

3. 容量拠出金等の未回収分への対応

容量拠出金あるいは経済的ペナルティを滞納した事業者への対応

- これまで、容量拠出金を滞納する事業者には、督促や商号の公表、勧告※1、制裁※1等の対応を行っており、また、経済的ペナルティを滞納している事業者には、督促や勧告※1、※2等の対応を行っており、引き続き、その滞納金額の支払いを求めていく。

※1 勧告を行う、あるいは制裁を科す際には事業者の商号の公表を行う。

※2 経済的ペナルティを滞納する事業者に対して制裁を科した事例は生じていない。

※3 経済的ペナルティを滞納する事業者への対応として、容量拠出金に係る対応とあわせ、事業者の商号の公表等を行うことが考えられる。

- 滞納金額の支払いが行われた場合、支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算し還元を行う。

(参考) 年次精算後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケース (容量拠出金) 10

- 容量拠出金の支払いは小売電気事業者等が求められているものであり、容量拠出金の滞納が生じた場合、年次精算(追加請求)に関わらず、滞納を生じさせた事業者は市場管理者に対して適切に支払うことが求められる。
- 年次精算(追加請求)を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合、容量市場では毎年度に年次精算を行う仕組みとしていることから、滞納金額の支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元を行うことが考えられる。

<年次精算を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースの想定>



- 容量拠出金の年次精算は、実需給2024年度を対象とした取引において、制度として初めて実施したところとなる。
- 取引に関する事業者の皆さまからは、初めての取引内容となるため、問合せ等も多くいただいており、丁寧に説明しながら対応を進めている。
- 今回の年次精算を含め、実需給2024年度で進めてきた取引内容から、実需給2025年度以降に向けて参考となる知見も確認し、今後の容量市場の実務の業務に反映していく。
- なお、容量拠出金を滞納した事業者あるいは経済的ペナルティを滞納した事業者に対しては、本機関よりその滞納金額の支払い等を勧告する、あるいは、制裁を科す等の対応を行ってきており、事業者名等の情報の公表を行いつつ、各事業者には、引き続き、滞納の解消を求めていく。